

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第53号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「

地方税共同機構 一般財団法人自治体国際化協会
---------------------------

を

」

「

一般財団法人自治体国際化協会
----------------

に、

」

「  
独立行政法人水資源機構  
一般財団法人救急振興財団  
」を

「  
独立行政法人水資源機構  
」に改める。

別表第 5 中

「  
株式会社国際デザインセンター  
栄公園振興株式会社  
」を

「  
栄公園振興株式会社  
」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。